

令和5年2月15日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項 (9件)

議第2号 臨時代理の承認につき議決を求めることについて

議第3号から議第10号まで

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会
の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求
めることについて

1994年12月25日
星期一
晴
1. 上午8:00-12:00 在办公室处理文件。
2. 下午2:00-5:00 在实验室进行实验。
3. 晚上7:00-9:00 在家阅读书籍。

議第2号

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

臨時代理の承認につき議決を求めることについて

本教育委員会は、所属職員の休職処分を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分について
草津市教育委員会の所管に属する職員の休職処分を行うに当たり、教育委員会の会議
を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則
(昭和31年草津市教育委員会規則第4号)第3条の規定に基づき、次のとおり臨時に
代理する。

記

- 1 休職処分を行う者
職員 石倉 香
- 2 発令日
令和5年2月1日
- 3 処分の期間
令和5年2月1日から令和5年2月28日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF THE HISTORY OF ARTS
AND ARCHITECTURE
CHICAGO, ILLINOIS

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF THE HISTORY OF ARTS
AND ARCHITECTURE
CHICAGO, ILLINOIS

THE UNIVERSITY OF CHICAGO
DEPARTMENT OF THE HISTORY OF ARTS
AND ARCHITECTURE
CHICAGO, ILLINOIS

議第3号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和5年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和5年度当初予算

概要書

令和5年2月15日開催

定例教育委員会資料

◎令和5年度 会計別予算規模

(単位：千円 %)

会 計 名		令 和 5 年 度 当 初			令 和 4 年 度 当 初		増 減 額
		予 算 額	構成比	対前年比	予 算 額	構成比	
一 般 会 計		54,820,000	61.6	3.2	53,110,000	61.0	1,710,000
特 別 会 計	国民健康保険事業	11,502,300	12.9	△ 0.3	11,541,500	13.3	△ 39,200
	財産区	411,600	0.5	189.2	142,300	0.2	269,300
	学校給食センター	1,134,700	1.3	8.2	1,049,100	1.2	85,600
	介護保険事業	9,576,300	10.8	△ 0.3	9,601,600	11.0	△ 25,300
	後期高齢者医療	1,747,700	2.0	1.9	1,715,800	2.0	31,900
	水道事業	4,014,000	4.5	0.7	3,986,000	4.6	28,000
	下水道事業	5,818,000	6.4	△ 1.0	5,874,000	6.7	△ 56,000
	特 別 会 計 の 計	34,204,600	38.4	0.9	33,910,300	39.0	294,300
合 計		89,024,600	100.0	2.3	87,020,300	100.0	2,004,300

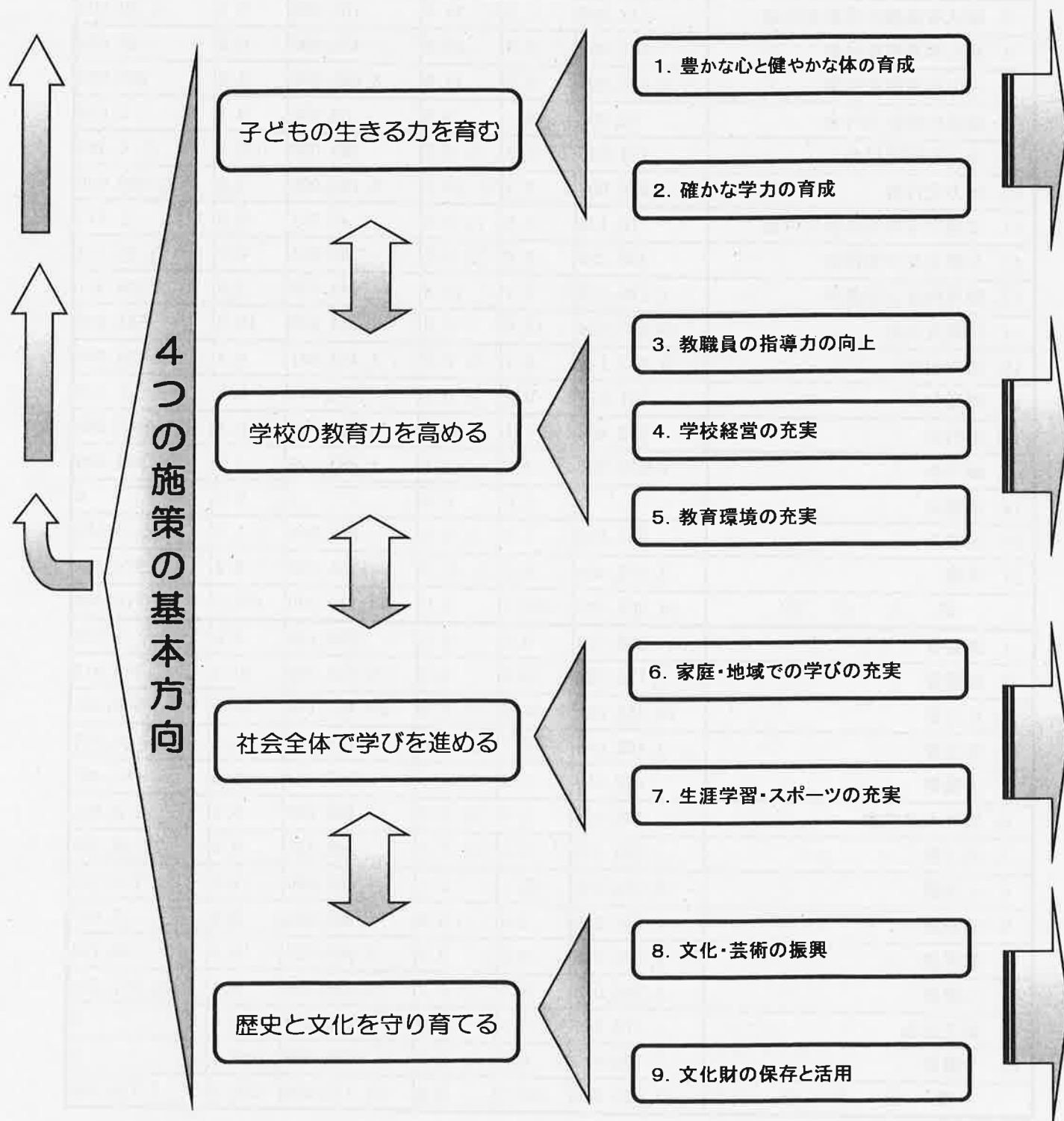
◎令和5年度 一般会計款別総括表

(単位：千円 %)

科 目	令和5年度当初			令和4年度当初		増減額
	予算額	構成比	対前年比	予算額	構成比	
1. 市税	24,987,470	45.6	4.5	23,910,138	45.0	1,077,332
2. 地方譲与税	313,000	0.6	△ 2.2	320,000	0.6	△ 7,000
3. 利子割交付金	16,000	0.0	△ 20.0	20,000	0.0	△ 4,000
4. 配当割交付金	167,000	0.3	70.4	98,000	0.2	69,000
5. 株式等譲渡所得割交付金	112,000	0.2	△ 30.9	162,000	0.3	△ 50,000
6. 法人事業税交付金	482,000	0.9	10.6	436,000	0.8	46,000
7. 地方消費税交付金	3,480,000	6.3	12.6	3,090,000	5.8	390,000
8. 環境性能割交付金	55,000	0.1	3.8	53,000	0.1	2,000
9. 地方特例交付金	191,535	0.3	△ 0.8	193,000	0.4	△ 1,465
10. 地方交付税	1,855,000	3.4	△ 15.1	2,184,000	4.1	△ 329,000
11. 交通安全対策特別交付金	16,138	0.0	△ 2.5	16,551	0.0	△ 413
12. 分担金及び負担金	338,320	0.6	△ 6.7	362,694	0.7	△ 24,374
13. 使用料及び手数料	1,126,210	2.1	13.8	989,279	1.9	136,931
14. 国庫支出金	10,285,624	18.8	5.8	9,724,402	18.3	561,222
15. 県支出金	4,443,117	8.1	△ 0.7	4,473,681	8.4	△ 30,564
16. 財産収入	131,872	0.2	△ 0.1	132,047	0.3	△ 175
17. 寄附金	615,664	1.1	36.6	450,595	0.8	165,069
18. 繰入金	1,977,397	3.6	54.1	1,283,108	2.5	694,289
19. 繰越金	1	0.0	0.0	1	0.0	0
20. 諸収入	851,252	1.6	△ 0.6	856,804	1.6	△ 5,552
21. 市債	3,375,400	6.2	△ 22.5	4,354,700	8.2	△ 979,300
歳 入 合 計	54,820,000	100.0	3.2	53,110,000	100.0	1,710,000
1. 議会費	300,715	0.6	0.5	299,140	0.6	1,575
2. 総務費	5,723,522	10.5	3.4	5,533,706	10.4	189,816
3. 民生費	24,457,601	44.6	4.2	23,461,146	44.2	996,455
4. 衛生費	3,455,046	6.3	△ 0.6	3,475,810	6.5	△ 20,764
5. 労働費	188,913	0.3	75.9	107,426	0.2	81,487
6. 農林水産業費	493,425	0.9	△ 0.6	496,236	0.9	△ 2,811
7. 商工費	230,103	0.4	△ 7.7	249,427	0.5	△ 19,324
8. 土木費	8,282,102	15.1	9.4	7,569,960	14.3	712,142
9. 消防費	1,551,213	2.8	3.9	1,493,266	2.8	57,947
10. 教育費	5,327,340	9.7	0.4	5,306,637	10.0	20,703
11. 公債費	4,540,020	8.3	△ 6.3	4,847,246	9.1	△ 307,226
12. 諸支出金	170,000	0.3	0.0	170,000	0.3	0
13. 予備費	100,000	0.2	0.0	100,000	0.2	0
歳 出 合 計	54,820,000	100.0	3.2	53,110,000	100.0	1,710,000

子どもが輝く教育のまち

出会いと学びのまち くさつ



令和5年度当初予算における新規・拡大等事業 主要施策（案）

（単位：千円）

事務事業名	区分	予算額	担当課
スクールESDくさつ推進事業費	継続	5,882	学校教育課
教育情報化推進費	継続	106,962	学校政策推進課

不登校児童生徒支援費	拡大	29,162	児童生徒支援課・ 教育研究所
小・中学校大規模改修費	継続	263,851	教育総務課

（仮称）新志津運動公園整備費	新規	7,136	スポーツ推進課
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ準備費	継続	56,033	スポーツ大会推進室
読書のまち推進費	新規	53,018	図書館・教育総務課

史跡草津宿本陣整備費	継続	8,005	歴史文化財課
史跡芦浦観音寺跡整備費	継続	31,138	歴史文化財課
資料館整備基本構想策定費	新規	7,802	歴史文化財課

未来を担う子ども育成プロジェクト

(単位:千円)

事業名	スクールESDくさつ推進費			区分	継続
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			学校教育課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
5,882					5,882

<事業の概要>

子どもたちが身の回りの事象を地球規模で考え、他者と協働して身近なことから行動することにより自己肯定力ややり抜く力、主体性・探究性・協働性・社会性を養うため、「総合的な学習の時間」を中心に、地域と学校に共通する課題解決のために、教科で学んだ知識を活用して、地域と協働して学習する「スクールESDくさつ」プロジェクトを市内小中学校で実施します。

【スケジュール】

令和5年度 モデル校3校での実践と検証
令和5年度～6年度 教育委員会にESDアドバイザーを配置し、学校指導および検証分析
令和6年度～12年度 すべての全市立小中学校での実践

【主な内容】

- ・モデル校3校によるESDの実践と検証
- ・各校のテーマに沿ったカリキュラム編成
- ・SDGsの学びを深めるための立命館大学でのキャンパス体験
- ・学校担当者を集めての研修会の開催
- ・モデル校による実践報告会の開催
- ・ESDの実践と全国学力・学習状況調査結果の相関分析

<事業の目的・効果>

第3期草津市教育振興基本計画に掲げる基本方向に基づき、子どもの生きる力を育み、学校の教育力を高め、社会全体で学びを進めるために本事業を実施します。

令和12年度をゴールに、持続可能な社会の創り手となる人材の育成を図り、各学校が地域の特性を活かした特色ある学校経営の活性化を図ります。

※ESD=Education for Sustainable Development 持続可能な開発のための教育



経費の内訳

ESDアドバイザー費	3,739
ESDモデル校推進費	1,158
立命館大学協働事業委託費	733
その他事務費	252

未来を担う子ども育成プロジェクト

(単位:千円)

事業名	教育情報化推進費			区分	継続
令和5年度 事業費	担当部局・所属	教育委員会		学校政策推進課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
106,962	7,003			諸 1,795	98,164

＜事業の概要＞

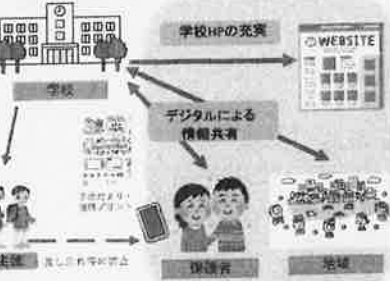
「教育の情報化」の行動計画として策定した「草津市学校教育情報化推進計画第2期計画」に基づき、令和5年度は、デジタル教材や1人1台端末をはじめとするICT機器を個別最適に活用するため、見直しを行った協働学習ソフトおよびデジタルドリルソフトの活用ならびにICT支援員の継続配置を行います。また、学校内での1人1台端末の安定動作を確保するため、ネットワーク環境を補強します。学校の情報発信力強化として、学校・保護者・地域間の連絡手段のデジタル化・ペーパーレス化を推進するため、学校だより等のプリントや連絡事項のデジタル配信機能、欠席遅刻連絡機能等を有する情報共有アプリを新たに導入するとともに、HP作成事務を省力化し、掲載コンテンツの更なる充実を図るため、学校ホームページにCMS(コンテンツ管理システム)を導入します。

【主な内容】

- ・協働学習ソフトおよびデジタルドリルソフトの配備
- ・ICT支援員配置
- ・学習者用端末の配備(保守・修繕を含む)
- ・教育ネットワーク環境の補強
- ・学校・保護者・地域間の情報共有アプリの導入および学校ホームページへのCMS導入【新規】

＜事業の目的・効果＞

1人1台端末や液晶型電子黒板、協働学習ソフトなどのICT教育環境を効果的に活用した授業やプログラミング教育、情報モラル教育などを行うことにより、子どもたちの主体的で協働的な学びの実現と、これからの時代を生きていくうえで基盤となる資質・能力、確かな学力の育成を図ります。また、校務のデジタル化・ペーパーレス化を推進することで情報発信の充実と校務事務の負担軽減を図ります。

経費の内訳	
協働学習ソフトの活用  情報供給アプリの導入 ・学校だよりや連絡事項のデジタル配信 ・欠席、遅刻連絡機能等 学校HPへのCMS導入 ・更新頻度の向上 ・コンテンツの充実 ・マルチデバイスへの対応 ・ユニバーサルデザイン(多言語化含む) デジタルドリルソフトの活用  主体的・対話的で深い学び、個別最適な学びの実現 	【学校ICT推進費】 協働学習ソフト等ライセンス料 12,054 学校ICT支援員配置業務委託費 15,165 学習者用端末整備費 18,541 電子黒板整備費 8,501 教育ネットワーク整備費 19,974 その他事務費 8,335 【校務情報化推進費】 情報共有アプリ・CMS使用料等 4,010 校務用端末整備費 14,767 校務支援システムリース料 4,936 その他事務費 679

未来を担う子ども育成プロジェクト

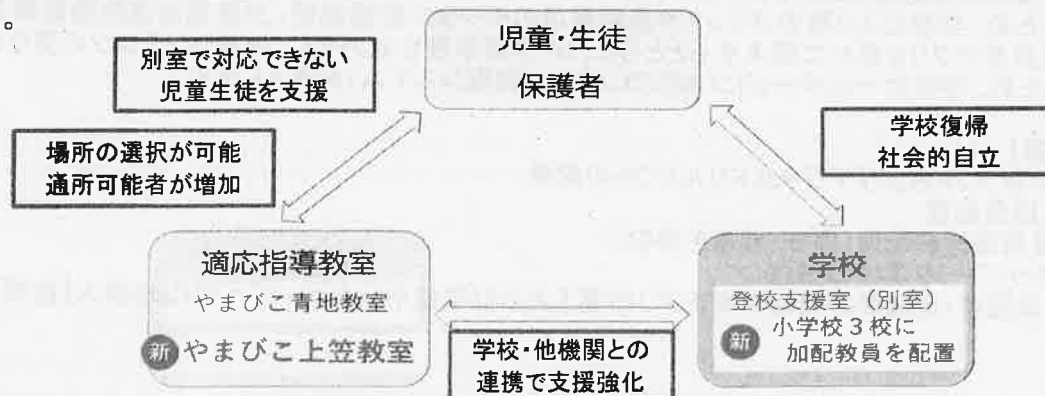
(単位:千円)

事業名	不登校児童生徒支援費			区分	拡大
令和5年度 事業費	担当部局・所属		教育委員会	児童生徒支援課／教育研究所	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
29,162		210			28,952

＜事業の概要＞

市内公立小中学校の不登校児童生徒数の割合は、全国・県と比較しても高い水準にあり、不登校対策は市として取り組むべき課題の一つとなっています。そのため、令和5年度から、不登校児童生徒の学習機会の保障や、社会的自立に向けた支援の充実を図るため、登校を支援する加配教員を小学校3校(各校1人)に配置します。

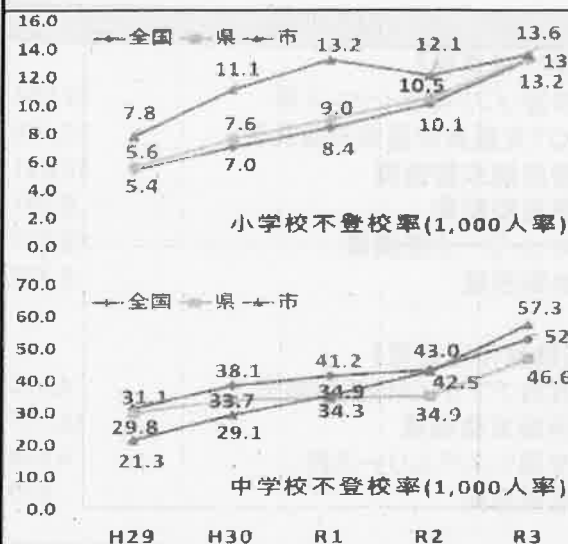
また、登校できない児童生徒の学習の機会と、居場所を確保するため、適応指導教室分室を新設します。



＜事業の目的・効果＞

校内登校支援室（別室）に加配教員を配置し、子どもたちの学習機会の保障や社会的自立に向けた支援を充実させることで、不登校児童生徒の減少および教室復帰につなげます。

また、これまで距離的な理由から現在の適応指導教室に通所できない不登校児童生徒に対応するため、分室を設置し、不登校児童生徒の学習の機会と居場所を確保し、学校復帰や社会的自立につなげます。



経費の内訳

【校内登校支援室】

会計年度任用職員費 (登校支援室加配教員)	4,139
グレードアップ連絡協議会 人材派遣委託費	860
スクーリングケアサポーター派遣費	423

【適応指導教室】

会計年度任用職員費 (指導員・相談員)	18,775
分室テナント使用料	2,220
分室ネットワーク構築費	1,370
備品購入費	620
その他事務費	755

未来を担う子ども育成プロジェクト

(単位:千円)

事業名	小・中学校大規模改修費			区分	継続
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			教育総務課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
263,851	40,073		160,300	繰 51,000	12,478
<事業の概要> 建築後、相当年数が経過した校舎等の学校施設の改修を計画的に実施するとともに、校舎の非構造部材(天井、窓ガラス、内外装材等)の耐震対策を行います。					
【トイレ改修工事】 100,349千円 ・南笠東小学校トイレ改修工事 2か所、工事監理業務 ・志津南小学校体育館トイレ改修工事 1か所、工事監理業務 ・玉川中学校特別教室棟・体育館トイレ改修工事実施設計業務					
【非構造部材改修工事】 17,555千円 ・松原中学校非構造部材改修1期工事 約3,294㎡、工事監理業務					
【グラウンド改修工事】 119,107千円 ・新堂中学校グラウンド改修工事 約15,714㎡、工事監理業務 ・笠縫小学校グラウンド改修工事実施設計業務					
【長寿命化改良事業】 26,840千円 ・南笠東小学校予防改修工事実施設計業務 ・笠縫小学校長寿命化改修基本計画策定業務 ・高穂中学校施設保全計画策定業務					
<事業の目的・効果> 学校施設の改修・更新・予防保全を進めることで教育環境の改善を図るとともに、非構造部材の耐震対策を行うことにより、学校施設の安全性を確保します。					
<参考> 令和4年度 松原中学校校舎棟トイレ改修工事			経費の内訳		
			南笠東小・志津南小体育館		
			トイレ改修工事費・監理費 95,392		
			松原中		
			非構造部材改修工事費・監理費 17,555		
			新堂中		
			グラウンド改修工事費・監理費 113,053		
			南笠東小		
			予防改修工事実施設計費 17,600		
			笠縫小		
			長寿命化改修基本計画策定業務委託費 3,960		
			高穂中		
			施設保全計画策定業務委託費 5,280		
			その他実施設計費 11,011		

地域の支え合い推進プロジェクト

(単位:千円)

事業名	(仮称)新志津運動公園整備費			区分	新規
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			スポーツ推進課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
7,136					7,136
＜事業の概要＞ 平成30年3月に供用開始した新クリーンセンターの整備にあたり、志津運動公園グラウンドをその建設用地としたため、志津運動公園グラウンドの代替施設として新たにグラウンドの整備を実施するための基本計画を策定します。					
【主な内容】 ・整備基本計画の策定 ・草津市スポーツ推進審議会の開催					
【令和6年度以降の予定】 地形測量・用地測量・用地買収・基本設計・実施設計・整備工事ほか					
【志津運動公園グラウンド(平成27年11月30日廃止)の概要】 整地面積 約17,000㎡ 主な利用 ソフトボール、野球、サッカー等 主な設備 夜間照明、管理棟、トイレ、駐車場					
＜事業の目的・効果＞ 新クリーンセンターの整備にあたり建設用地とした志津運動公園グラウンドの代替施設を整備することで、本市のスポーツ環境の充実を図ります。					
			経費の内訳		
			整備基本計画策定業務委託費	6,436	
			計画策定にかかる審議会運営費	333	
			その他事務費	367	
平成27年廃止の志津運動公園グラウンド					

地域の支え合い推進プロジェクト

(単位:千円)

事業名	わたSHIGA輝く国スポ・障スポ準備費			区分	継続
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			スポーツ大会推進室	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
56,033					56,033

＜事業の概要＞
令和7年に開催の「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」に向けて、令和5年度は、イベント開催による周知啓発活動のほか、競技会場等のレイアウトや必要な仮設物、レンタル物品等の設営設計などに取り組みます。
また、駐車場確保のため、競技会場に隣接する草津川跡地に暫定駐車場を整備します。

【本市の開催競技】
わたSHIGA輝く国スポ(第79回国民スポーツ大会)
＜正式競技＞
水泳(競泳・飛込・水球・アーティスティックスイミング)／バレーボール(成年男子・成年女子)／バスケットボール(少年女子)／軟式野球(成年男子)／ソフトボール(少年男子)
＜公開競技＞
バウンドテニス(全種別)
＜デモンストレーションスポーツ＞
ノルディック・ウォーク／インディアカ／スポーツウエルネス吹矢
わたSHIGA輝く障スポ(第24回全国障害者スポーツ大会)
＜正式競技＞ 水泳(身・知)／バレーボール(精)

【競技施設周辺駐車場整備事業(野村・下笠)】
スケジュール: 令和5年度 整備工事

＜事業の目的・効果＞
滋賀県や競技団体等の関係機関と連携を深め、より良い大会の実現に向けて取り組むとともに、両大会の準備や運営を通じて、さらなるスポーツ健康づくりの推進や交流人口の拡大によるまちの活性化等を図る契機とします。
また、駐車場不足に対応するための暫定駐車場を草津川跡地に整備し、スムーズな大会運営を図ります。

湖国の感動 未来へつなぐ	
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ	
第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会 2025	
	
草津市	
キャッフィー・たび丸・チャッフィー	

経費の内訳	
わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 草津市実行委員会負担金	13,933
競技施設周辺駐車場整備費 (野村町・下笠町地先)	42,100

未来を担う子ども育成プロジェクト

(単位:千円)

事業名	読書のまち推進費			区分	新規
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			図書館・教育総務課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
53,018					53,018

＜事業の概要＞
令和4年度の南草津図書館開館20周年に続き、令和5年度の図書館（本館）開館40周年記念を迎えるにあたって、より多くの市民に図書館を活用いただけるよう絵本・児童書コーナーのリニューアルや読書空間の確保等を行うとともに、図書館アプリの導入や小中学校・就学前施設等との連携強化に取り組み、市域全体での読書推進事業を実施します。

【主な内容】
＜草津市立図書館開館40周年記念事業＞
・セレモニーや記念講演会の開催
・図書館（本館）の絵本・児童書コーナーのリニューアル
＜図書館の魅力向上事業＞
・読書空間と学習スペースの整備
・図書館アプリの導入
＜読書活動啓発事業＞
・小中学校の児童生徒向け読書ポイント事業
・移動図書館による学校巡回
・学校図書館の図書充実
・就学前施設連携事業

＜事業の目的・効果＞
老若男女問わず、より多くの市民に活用され親しまれる図書館の具現化を目指します。
特に、子どもの読書推進は、豊かな心と確かな学力を育むことにつながることから、幼児期から学齢期において、読書に親しめる機会を増やす事業を実施することで、昨今増加傾向にある不読率の低減に努めます。



経費の内訳	
40周年記念事業費（講演会等）	1,532
絵本・児童書コーナーリニューアル費	9,935
読書空間・学習スペース整備費	24,902
図書館アプリ導入費	1,705
読書ポイント事業費	1,720
移動図書館推進費（車両購入等）	7,158
小中学校・就学前施設連携事業費（図書購入等）	6,066

にぎわい・再生プロジェクト

(単位:千円)

事業名	史跡草津宿本陣整備費			区分	継続
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			歴史文化財課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
8,005	4,000		3,200	繰 242	563
＜事業の概要＞ 国指定史跡である草津宿本陣は、平成元年度以降の大規模な保存整備工事を経て、現在、一般公開を行っています。 令和5年度は、令和3年度に策定した「史跡草津宿本陣整備基本計画」および令和4年度に作成した「史跡草津宿本陣整備基本設計」に基づき、「座敷部および住居台所部」、「厩(うまや)」の耐震に関する実施設計を行います。					
【主な内容】 ・実施設計(耐震補強)業務 ・史跡草津宿本陣整備懇話会の開催					
＜事業の目的・効果＞ 史跡草津宿本陣は本市を代表する歴史資産の1つであり、その整備を円滑に進めるため、整備基本計画および基本設計に基づいた実施設計を行い、魅力ある史跡の整備と公開活用を推進します。					
			経費の内訳		
			実施設計費		7,128
			史跡整備懇話会運営費等		877
史跡草津宿本陣					

にぎわい・再生プロジェクト

(単位:千円)

事業名	史跡芦浦観音寺跡整備費			区分	継続
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			歴史文化財課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
31,138	10,039		6,000	繰 11,549	3,550

＜事業の概要＞

「史跡芦浦観音寺跡整備基本計画」および令和4年度に作成した実施設計に基づき、境内北西部の造成工事を行うとともに、境内全体の植栽の伐採および倉の修理に関する実施設計を行います。また、所有者が実施する老朽化した国の重要文化財建造物の保存修理の支援を行います。

【主な内容】

史跡整備

- ・境内北西部の造成工事
- ・植栽の伐採および倉の修理に関する実施設計

重要文化財保存修理

- ・重要文化財建造物観音寺阿弥陀堂の屋根葺替に対する支援

【スケジュール】

史跡整備

- ・令和5～9年度:建造物整備、防災設備整備等

重要文化財保存修理への支援

- ・令和5年度:阿弥陀堂修理工事
- ・令和6年度:書院修理工事

＜事業の目的・効果＞

本史跡の特色である「中近世の城郭を思わせる寺院」としての景観を顕在化する史跡整備を進め、貴重な歴史資産である本史跡を保存・継承し、学びや憩いの場、さらには観光資源として活用することで、まちの活性化を図ります。



重要文化財 観音寺阿弥陀堂

経費の内訳

造成工事費	6,011
実施設計費	13,333
史跡整備懇話会運営費等	763
環境整備費(除草等)	6,829
重要文化財整備補助金	4,202

にぎわい・再生プロジェクト

(単位:千円)

事業名	資料館整備基本構想策定費			区分	新規
令和5年度 事業費	担当部局・所属 教育委員会			歴史文化財課	
	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	市債	その他	一般財源
7,802				繰 5,489	2,313

＜事業の概要＞
本市の豊かな歴史文化を後世に継承し、貴重な文化財を保存活用していくため、信仰の歴史文化に関する歴史資産の展示、公開、活用する資料館の整備基本構想の策定を進めます。

【主な内容】
・整備基本構想の策定
・審議会開催

【整備基本構想の主な内容】
・施設の理念や目的、機能、規模等の基本的な方向性
・利用ターゲットや諸室の考え方
・展示テーマ、展示資料 など

＜事業の目的・効果＞
信仰の歴史文化に関する資料館の整備基本構想を進めることにより、地域資産の素晴らしさを発信し、次世代へ守り、継承します。また、多様な活用を図ることにより、地域の魅力を掘り起こし、地域の活性化を図ります。

■信仰の歴史文化 地域の人々の信仰と故郷を愛する思いによって守り伝えられてきた信仰の歴史文化が現在も受け継がれています。  芦浦観音寺 草津のサンヤレ踊り	経費の内訳	
	整備基本構想策定業務委託費	7,480
審議会運営費等	322	

代えて読む主題・内容表

項目	内容	内容	内容	内容	内容
1. 主題	2. 内容	3. 内容	4. 内容	5. 内容	6. 内容
7. 内容	8. 内容	9. 内容	10. 内容	11. 内容	12. 内容
13. 内容	14. 内容	15. 内容	16. 内容	17. 内容	18. 内容
19. 内容	20. 内容	21. 内容	22. 内容	23. 内容	24. 内容
25. 内容	26. 内容	27. 内容	28. 内容	29. 内容	30. 内容
31. 内容	32. 内容	33. 内容	34. 内容	35. 内容	36. 内容
37. 内容	38. 内容	39. 内容	40. 内容	41. 内容	42. 内容
43. 内容	44. 内容	45. 内容	46. 内容	47. 内容	48. 内容
49. 内容	50. 内容	51. 内容	52. 内容	53. 内容	54. 内容
55. 内容	56. 内容	57. 内容	58. 内容	59. 内容	60. 内容
61. 内容	62. 内容	63. 内容	64. 内容	65. 内容	66. 内容
67. 内容	68. 内容	69. 内容	70. 内容	71. 内容	72. 内容
73. 内容	74. 内容	75. 内容	76. 内容	77. 内容	78. 内容
79. 内容	80. 内容	81. 内容	82. 内容	83. 内容	84. 内容
85. 内容	86. 内容	87. 内容	88. 内容	89. 内容	90. 内容
91. 内容	92. 内容	93. 内容	94. 内容	95. 内容	96. 内容
97. 内容	98. 内容	99. 内容	100. 内容	101. 内容	102. 内容
103. 内容	104. 内容	105. 内容	106. 内容	107. 内容	108. 内容
109. 内容	110. 内容	111. 内容	112. 内容	113. 内容	114. 内容
115. 内容	116. 内容	117. 内容	118. 内容	119. 内容	120. 内容
121. 内容	122. 内容	123. 内容	124. 内容	125. 内容	126. 内容
127. 内容	128. 内容	129. 内容	130. 内容	131. 内容	132. 内容
133. 内容	134. 内容	135. 内容	136. 内容	137. 内容	138. 内容
139. 内容	140. 内容	141. 内容	142. 内容	143. 内容	144. 内容
145. 内容	146. 内容	147. 内容	148. 内容	149. 内容	150. 内容
151. 内容	152. 内容	153. 内容	154. 内容	155. 内容	156. 内容
157. 内容	158. 内容	159. 内容	160. 内容	161. 内容	162. 内容
163. 内容	164. 内容	165. 内容	166. 内容	167. 内容	168. 内容
169. 内容	170. 内容	171. 内容	172. 内容	173. 内容	174. 内容
175. 内容	176. 内容	177. 内容	178. 内容	179. 内容	180. 内容
181. 内容	182. 内容	183. 内容	184. 内容	185. 内容	186. 内容
187. 内容	188. 内容	189. 内容	190. 内容	191. 内容	192. 内容
193. 内容	194. 内容	195. 内容	196. 内容	197. 内容	198. 内容
199. 内容	200. 内容	201. 内容	202. 内容	203. 内容	204. 内容
205. 内容	206. 内容	207. 内容	208. 内容	209. 内容	210. 内容
211. 内容	212. 内容	213. 内容	214. 内容	215. 内容	216. 内容

令和5年度当初予算

一般会計予算

(教育費)

(単位：千円)

令和5年2月15日開催

定例教育委員会資料

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
1 教育委員会費	2,502	2,507	△ 5	1 報酬	1,930	委員会運営費
				8 報償費	40	
				9 旅費	46	
				10 交際費	80	
				11 需用費	23	
				14 使用料及び賃借料	50	
				19 負担金補助及び交付金	333	
						計
2 事務局費	424,460	399,200	25,260	1 報酬	33,640	職員費 事務局運営費
				2 給料	162,611	
				3 職員手当等	151,824	
				4 共済費	71,984	
				8 報償費	59	
				9 旅費	1,886	
				11 需用費	1,722	
				12 役務費	130	
				14 使用料及び賃借料	495	
				19 負担金補助及び交付金	109	
						計
3 教育指導費	463,303	479,769	△ 16,466	1 報酬	212,087	通学区域審議会運営費 特別支援教育推進費
				3 職員手当等	21,325	
				4 共済費	25,952	
				8 報償費	9,613	展覧会等開催費
				9 旅費	8,860	
				11 需用費	4,189	
				12 役務費	4,030	教育研究活動推進費
				13 委託料	82,609	
				14 使用料及び賃借料	68,034	

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
2, 502			2, 502	◆教育委員会運営費 2, 502
2, 502	0	0	2, 502	
371, 456			371, 456	◆一般職員費（事務局費） 371, 456
53, 004			53, 004	◆教育委員会事務局運営費 53, 004
424, 460	0	0	424, 460	
138			138	◆通学区域管理事務費 138
37, 332	国 6, 344		21, 288	◆教育支援委員会運営費 434
	県 9, 700			◆特別支援教育運営費 960
				◆インクルーシブサポーター配置費 16, 082
				◆医療的ケア支援員配置費 19, 856
556			556	◆青少年美術展覧会開催費 529
				◆科学発表展覧会開催費 27
22, 128			22, 128	◆スクールE S Dくさつ推進事業費 5, 882

教育費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
				18 備品購入費	11,321	
				19 負担金補助 及び交付金	15,283	
						教職員研修費
						生徒指導推進費
						体験学習推進費
						管理運営指導費
						地域協働合校推進 費
						学力向上推進費
						学事管理運営費
						教育情報化推進費
						就学前教育支援費
						学校支援対策推進 費
						児童生徒支援費

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
				◆子ども読書活動推進費 14,966
				◆コミュニティ・スクールくさつ推進費 1,280
191			191	◆教職員研修費 191
45,176			45,176	◆中学校生徒指導主事活動推進費 44,559
				◆生徒指導推進事務費 617
3,982	県	3,900	82	◆体験実践活動推進費 3,982
7,457	県	1,976	5,481	◆学校運営支援費 4,000
				◆学生ボランティア派遣事業費 267
				◆スクール・サポート・スタッフ配置事業費 3,190
8,233	県	4,567	繰 1,614	2,052 ◆地域協働合校推進費 8,233
115,949				115,949 ◆学力向上重点事業推進費 12,923
				◆学校教育支援教員配置費 74,032
				◆授業充実加配教員配置費 9,803
				◆英語教育推進事業費 19,191
6,826	県	41		6,785 ◆中学校文化部活動推進費 405
				◆学事管理事務費 6,380
				◆学校基本調査費 41
106,962	国	7,003	諸 1,795	98,164 ◆学校 I C T 推進費 82,570
				◆校務情報化推進費 24,392
20,067				20,067 ◆ことばの教室運営費 20,067
8,698	県	210		8,488 ◆学校問題相談支援費 3,276
				◆学校支援対策充実費 5,422
				不登校児童生徒支援費 5,422
79,608	県	198	諸 2,540	76,870 ◆学びの教室開催費 10,433
				◆教室アシスタント配置費 54,372
				◆小1 学びの基礎育成事業費 756
				◆児童通学支援費 8,608
				◆外国人児童生徒教育支援費 709

教育費

(款) 10 教育費

(項) 1 教育総務費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
						計
4 同和教育指導費	76,056	49,084	26,972	2 給料	17,998	職員費
				3 職員手当等	18,338	同和教育指導推進費
				4 共済費	6,846	
				8 報償費	2,488	
				9 旅費	62	
				11 需用費	730	
				13 委託料	9,088	
				15 工事請負費	20,481	
				19 負担金補助及び交付金	25	
						計
5 教育研究所費	46,722	35,871	10,851	1 報酬	21,336	教育研究所運営費
				3 職員手当等	3,955	
				4 共済費	4,084	
				8 報償費	220	教育相談支援運営費
				9 旅費	900	
				11 需用費	3,585	
				12 役務費	628	教育振興推進費
				13 委託料	7,463	
				14 使用料及び賃借料	2,889	
				15 工事請負費	1,030	
				18 備品購入費	620	
				19 負担金補助及び交付金	12	
						計
計	1,013,043	966,431	46,612			

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
463,303	33,939	5,949	423,415	◆児童生徒支援事務費 2,556 ◆不登校支援フリースクール利用助成費 2,174
43,182	県 528	繰 2,000 債 22,200	43,182	◆一般職員費（同和教育指導費） 43,182
32,874			8,146	◆高校生等人権教育活動費 271
				◆自主活動学級開設費 2,594
				◆同和教育指導推進事務費 29,481
				◆人権教育推進費 528
76,056	528	24,200	51,328	
15,476		使 3	12,861	◆教育研究所運営事務費 9,185
		諸 12		◆教育研究所指導員配置費 6,291
		債 2,600		不登校児童生徒支援費 6,291
19,437			19,437	◆やまびこ教育相談室運営費 17,449
				不登校児童生徒支援費 17,449
				◆学校問題サポートチーム運営費 1,988
11,809			11,809	◆講座開設費 191
			◆教育調査研究費 191	
			◆スキルアップアドバイザー配置費 11,427	
46,722	0	2,615	44,107	
1,013,043	34,467	32,764	945,812	

教育費

(款) 10 教育費
(項) 2 小学校費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
1 学校管理費	461,634	286,012	175,622	9 旅費	6	小学校管理運営費
				11 需用費	236,595	小学校施設維持管理費
				12 役務費	13,915	
				13 委託料	38,315	
				14 使用料及び賃借料	67,999	
				15 工事請負費	91,678	
				18 備品購入費	13,108	
				19 負担金補助及び交付金	18	
						計
2 教育振興費	75,582	68,700	6,882	11 需用費	7,098	小学校教材設備充実費
				14 使用料及び賃借料	547	
				18 備品購入費	15,045	
				20 扶助費	52,892	小学校就学援助費
						計
3 学校建設費	123,049	424,171	△ 301,122	13 委託料	34,168	小学校建設事業費
				14 使用料及び賃借料	43	
				15 工事請負費	88,838	
						計
計	660,265	778,883	△ 118,618			

(款) 10 教育費
(項) 3 中学校費

1 学校管理費	266,415	128,157	138,258	11 需用費	111,866	中学校管理運営費
				12 役務費	6,511	中学校施設維持管理費
				13 委託料	20,657	
				14 使用料及び賃借料	7,379	

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
54,843		諸 1	54,842	◆小学校管理運営費 54,843
406,791	国 14,164	繰 15,000	318,383	◆小学校施設維持管理費 406,791
		諸 44		
		債 59,200		
461,634	14,164	74,245	373,225	
22,143		繰 10,000	12,143	◆小学校教育教材整備費 22,143
				義務教育教材整備費 13,993
				図書整備費 6,650
				読書のまち推進費 1,500
53,439	国 5,575		47,864	◆児童就学援助費 42,461
				◆小学校特別支援教育就学奨励費 10,978
75,582	5,575	10,000	60,007	
123,049	国 13,963	繰 24,000	6,586	◆小学校大規模改造費 123,049
		債 78,500		小学校大規模改修費 123,006
123,049	13,963	102,500	6,586	
660,265	33,702	186,745	439,818	

28,975			28,975	◆中学校管理運営費	28,975
237,440	国 15,119	繰 21,000	121,120	◆中学校施設維持管理費	237,440
		諸 1		中学校大規模改修費	17,555
		債 80,200			

教育費

(款) 10 教育費

(項) 3 中学校費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
				15 工事請負費	113,305	計
				18 備品購入費	6,697	
2 教育振興費	62,288	57,831	4,457	11 需用費	3,663	中学校教材設備充 実費
				14 使用料及び 賃借料	365	
				18 備品購入費	10,276	中学校就学援助費
				20 扶助費	47,984	
						計
3 学校建設費	124,995	135,010	△ 10,015	13 委託料	14,742	中学校建設事業費
				15 工事請負費	110,253	
						計
計	453,698	320,998	132,700			

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	948,072	1,006,317	△ 58,245	1 報酬	139,517	職員費
				2 給料	333,894	幼稚園運営費
				3 職員手当等	222,495	
				4 共済費	118,885	
				8 報償費	1,208	
				9 旅費	7,637	
				11 需用費	39,716	
				12 役務費	3,716	
				13 委託料	66,618	
				14 使用料及び 賃借料	8,033	
				15 工事請負費	2,114	

金 額	左 の 財 源 内 訳				説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源		
	国 県 支 出 金	そ の 他			
266,415	15,119	101,201	150,095		
13,939		繰 6,103	7,836	◆中学校教育教材整備費 13,939	
				義務教育教材整備費 7,714	
				図書整備費 5,225	
				読書のまち推進費 1,000	
48,349	国 3,282		45,067	◆生徒就学援助費 42,543	
				◆中学校特別支援教育就学奨励費 5,806	
62,288	3,282	6,103	52,903		
124,995	国 20,200	繰 24,000	6,395	◆中学校大規模改造費 123,290	
		債 74,400		中学校大規模改修費 123,290	
				◆中学校校舎等整備費 1,705	
124,995	20,200	98,400	6,395		
453,698	38,601	205,704	209,393		

506,334	国 1,190	使 47	504,502	◆一般職員費（幼稚園費）	506,334
	県 595				
441,738	国 5,256	使 119	401,734	◆認定こども園運営支援費	250,897
	県 8,556	諸 26,073		◆認定こども園管理運営費	52,740
				◆認定こども園指導研修費	1,826
				◆認定こども園ステップアップ推進費	1,500
				◆特別支援教育推進費	8,641
				◆認定こども園保健推進費	46,212
				児童福祉施設等における医療的ケア児 受入事業費	3,700
				児童福祉施設等における感染症対策 事業費	4,000

教育費

(款) 10 教育費

(項) 4 幼稚園費

目	本年度 予算額	前年度 予算額	比較	節		事業名
				区分	金額	
				18 備品購入費	3,592	
				19 負担金補助 及び交付金	603	
				20 扶助費	44	
						計
2 教育振興費	278,008	261,508	16,500	1 報酬	2,091	幼稚園教育振興費
				3 職員手当等	342	
				4 共済費	354	
				19 負担金補助 及び交付金	14,947	
				20 扶助費	260,274	
						計
計	1,226,080	1,267,825	△ 41,745			

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

1 社会教育総 務費	400,212	408,875	△ 8,663	1 報酬	4,174	職員費
				2 給料	37,937	社会教育推進費
				3 職員手当等	29,154	
				4 共済費	12,943	
				8 報償費	1,365	
				9 旅費	326	文化振興費
				11 需用費	1,923	
				12 役務費	1,483	
				13 委託料	149,740	青少年教育費

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源	財 源	一 般 財 源	
国 県 支 出 金	そ の 他			
				◆預かり保育事業費 17,620 児童福祉施設等における感染症対策事業費 2,400 ◆就学前教育サポート事業費 773 ◆認定こども園給食事業費 61,529
948,072	15,597	26,239	906,236	
278,008	国 115,723 県 75,964	繰 12,000	74,321	◆私立幼稚園運営推進費 3,675 ◆施設等利用給付費 84,100 ◆他自治体広域入所運営費 3,356 ◆民間幼稚園・認定こども園運営費 186,877 保育体制強化補助金 405 児童福祉施設等における感染症対策事業費 150 看護師（体調不良児対応型）配置費補助金 4,492
278,008	191,687	12,000	74,321	
1,226,080	207,284	38,239	980,557	

78,727	県	3,961		74,766	◆一般職員費（社会教育総務費） 78,727
2,225	県	183		2,042	◆社会教育推進事業費 1,555 ◆学習ボランティア推進費 130 ◆家庭教育推進費 486 ◆子ども読書活動推進費 54
12,623			使 138 諸 62	12,423	◆市美術展覧会開催費 2,393 ◆市民文化芸術活動支援事業費 9,855 ◆俳句のまちづくり事業費 375
1,814				1,814	◆20歳のつどい開催費 1,727

教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
				14 使用料及び 賃借料	880	文化施設管理費
				15 工事請負費	155,133	
				18 備品購入費	4,812	
				19 負担金補助 及び交付金	342	
						計
2 社会同和教育費	22,582	18,581	4,001	1 報酬	8,233	社会同和教育研究 大会等開催費
				3 職員手当等	1,511	
				4 共済費	1,531	社会同和教育推進 費
				8 報償費	556	
				9 旅費	542	社会教育関係団体 活動促進費
				11 需用費	2,577	
				12 役務費	1,108	
				13 委託料	4,802	
				14 使用料及び 賃借料	357	
				18 備品購入費	373	
				19 負担金補助 及び交付金	992	
						計
3 図書館費	307,960	235,583	72,377	1 報酬	55,361	職員費
				2 給料	36,342	管理運営費
				3 職員手当等	36,130	
				4 共済費	21,618	
				8 報償費	1,070	
				9 旅費	2,809	
				11 需用費	29,937	
				12 役務費	5,578	
				13 委託料	15,987	
				14 使用料及び 賃借料	10,649	
				15 工事請負費	39,042	

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
304,823	国 6,400	繰 20,000 諸 601 債 67,500	210,322	◆青年国際交流事業費 87 ◆三ツ池計画予定地管理費 190 ◆文化ホール管理運営費 304,633 草津アミカホール施設保全整備費 29,100
400,212	10,544	88,301	301,367	
866			866	◆女性集会開催費 406 ◆青年集会開催費 460
21,156		諸 624	20,532	◆同和教育推進協議会活動費 1,034 ◆社会同和教育推進者研修事業費 632 ◆同和問題市民講座開設費 342 ◆社会同和教育啓発費 1,748 ◆社会同和教育推進事務費 16,094 ◆各種研究会参加費 207 ◆人権・同和教育研究大会開催費 1,099
560			560	◆社会教育関係団体活動費補助金 560
22,582	0	624	21,958	
74,519			74,519	◆一般職員費（図書館費） 74,519
233,441	国 11,100	使 720 繰 1,000 諸 148 債 12,500	207,973	◆図書館施設管理費 49,790 読書のまち推進費 26,748 ◆図書館運営費 101,082 読書のまち推進費 21,391 ◆南草津図書館施設管理費 37,054 読書のまち推進費 2,379 ◆南草津図書館運営費 45,515

教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
				18 備品購入費	41,803	計
				19 負担金補助 及び交付金	11,634	
4 文化財保護 費	259,569	279,948	△ 20,379	1 報酬	52,796	職員費
				2 給料	39,252	文化財調査費
				3 職員手当等	34,294	
				4 共済費	16,961	開発関連遺跡調査 費
				8 報償費	1,226	史跡草津宿本陣保 存整備費
				9 旅費	1,908	
				11 需用費	8,971	史跡野路小野山製 鉄遺跡保存整備費
				12 役務費	1,475	
				13 委託料	52,058	文化財保護推進費
				14 使用料及び 賃借料	38,780	
				15 工事請負費	5,109	
				18 備品購入費	649	
				19 負担金補助 及び交付金	6,090	史跡草津宿本陣管 理運営費
						草津宿街道交流館 運営費
						史跡芦浦観音寺跡 保存整備費
						計
5 青少年対策 費	32,333	32,232	101	1 報酬	17,213	青少年対策費
				3 職員手当等	3,098	
				4 共済費	3,243	
				8 報償費	2,352	
				9 旅費	378	

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
307,960	11,100	14,368	282,492	
84,312		諸 884	83,428	◆一般職員費（文化財保護費） 84,312
7,647	国 3,750	繰 938	1,084	◆埋蔵文化財発掘調査費 7,500
	県 1,875			◆未指定文化財調査費 147
71,513		諸 71,513		◆宅地開発等関連遺跡発掘調査費 71,513
8,005	国 4,000	繰 242	563	◆史跡草津宿本陣整備費 8,005
		債 3,200		
1,937		繰 1,356	581	◆史跡野路小野山製鉄遺跡整備費 1,937
18,387		繰 6,733	11,624	◆文化財保護助成費 1,778
		諸 30		◆文化財保護審議会運営費 184
				◆文化財保護推進費 6,418
				◆歴史資料管理費 8,406
				資料館整備基本構想策定費 7,802
				◆文化財普及啓発費 1,601
24,031	県 44	使 2,636	20,547	◆史跡草津宿本陣管理費 24,031
		諸 804		
12,599		使 1,150	10,743	◆草津宿街道交流館運営費 12,599
		諸 706		
31,138	国 10,039	繰 11,549	3,550	◆史跡芦浦観音寺跡整備費 26,936
		債 6,000		◆重要文化財整備助成費 4,202
259,569	19,708	107,741	132,120	
32,333	県 4,940	繰 6,651	20,742	◆青少年育成活動費 9,468
				◆青少年対策推進費 272
				◆少年センター管理運営費 22,593

教育費

(款) 10 教育費

(項) 5 社会教育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
				11 需用費	1,220	
				12 役務費	134	
				13 委託料	983	
				14 使用料及び 賃借料	744	
				19 負担金補助 及び交付金	2,968	
計	1,022,656	975,219	47,437			計

(款) 10 教育費

(項) 6 保健体育費

1 保健体育総 務費	755,411	704,259	51,152	1 報酬	37,571	職員費
				2 給料	27,581	スポーツ推進費
				3 職員手当等	28,907	
				4 共済費	11,291	
				8 報償費	2,667	
				9 旅費	1,874	
				11 需用費	5,716	
				12 役務費	1,431	
				13 委託料	23,112	市民スポーツ大会 推進費
				14 使用料及び 賃借料	1,426	
				15 工事請負費	42,500	
				18 備品購入費	613	
				19 負担金補助 及び交付金	63,732	
				28 繰出金	506,990	市民スポーツ団体 活動支援費

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
32,333	4,940	6,651	20,742	
1,022,656	46,292	217,685	758,679	

65,552			65,552	◆一般職員費（保健体育総務費）	65,552
65,466			65,466	◆スポーツ推進審議会運営費	67
				◆スポーツ推進委員活動推進費	5,909
				◆各種大会出場者激励金	1,029
				◆大規模大会開催費	58,426
				わたSHIGA輝く国スポ・障スポ 準備費	56,033
				◆スポーツ推進計画費	35
8,722	国	1,000	7,722	◆市民スポーツ大会開催費補助金	952
				◆県民スポーツ大会等出場支援補助金	1,460
				◆駅伝競走大会開催費補助金	550
				◆チャレンジスポーツデー開催費補助金	2,955
				◆各種大会負担金	255
				◆各種大会補助金	2,550
27,145			27,145	◆スポーツ協会事業費補助金	17,431
				◆スポーツ少年団育成費	210
				◆総合型地域スポーツクラブ補助金	9,054

教育費

(款) 10 教育費
(項) 6 保健体育費

目	本 年 度 予 算 額	前 年 度 予 算 額	比 較	節		事 業 名
				区 分	金 額	
						学校体育施設開放 推進費 学校体育推進費 学校保健推進費 学校安全推進費 学校給食センター 特別会計繰出金 計
2 体育施設費	196, 187	293, 022	△ 96, 835	1 報酬 8 報償費 9 旅費 11 需用費 13 委託料 14 使用料及び 賃借料 15 工事請負費 19 負担金補助 及び交付金	325 20 30 384 72, 104 12, 373 110, 941 10	社会体育施設管理 運営費 社会体育施設整備 事業費 計
計	951, 598	997, 281	△ 45, 683			

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明	
	特 定 財 源		一 般 財 源		
	国 県 支 出 金	そ の 他			
5,810	県 3,277	諸 4,439	1,371	◆各種スポーツ団体活動支援費 450	
10,530			7,253	◆学校体育施設開放推進費 5,810	
49,820			49,674	◆中学校体育推進費 8,553	
				◆小学校体育推進費 1,977	
	県 146	諸 5,438		◆校医等配置費 22,543	
				◆児童・生徒等健康診断費 18,815	
				◆就学時健康診断費 1,802	
				◆学校環境衛生管理費 1,342	
				◆学校保健推進事務費 1,009	
				◆学校保健推進養護教諭配置費 4,309	
15,376				9,752	◆日本スポーツ振興センター負担金 11,687
					◆通学路対策費 1,704
					◆地域ぐるみの学校安全推進費 280
					◆児童・生徒安全対策費 1,147
506,990			506,990	◆学校災害賠償補償保険料 558	
				◆学校給食センター特別会計繰出金 506,990	
755,411	4,609	9,877	740,925		
189,051		繰 7,000	91,455	◆社会体育施設管理運営費 189,051	
		諸 11,396			
		債 79,200			
7,136			7,136	◆社会体育施設整備事業費 7,136	
				(仮称) 新志津運動公園整備費 7,136	
196,187	0	97,596	98,591		
951,598	4,609	107,473	839,516		

教育費

議第4号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和5年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和5年度当初予算

学校給食センター特別会計予算

(単位：千円)

令和5年2月15日開催

定例教育委員会資料

真千時時要甲乙時計

真千時時要甲乙時計

(附千、五種)

附圖の可なりとせしめ

附圖の可なりとせしめ

金 額	左 の 財 源 内 訳			説 明
	特 定 財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	そ の 他		
37,816			37,816	◆一般職員費（給セ・学校給食センター運営費）37,816
1,096,884		諸 627,701	469,183	◆小学校給食材料購入費 410,916 ◆小学校給食管理運営費 273,949 ◆中学校給食材料購入費 215,517 ◆中学校給食管理運営費 196,502
1,134,700	0	627,701	506,999	
1,134,700	0	627,701	506,999	

一、基本数据		二、主要经济指标	
企业名称	XXXXX有限公司	所属行业	制造业
法定代表人	张三	注册资本	1000万元
注册地址	XX省XX市XX区XX路XX号	实缴资本	500万元
经营范围	从事XX产品的研发、生产、销售及相关技术服务。		
成立日期	2018年1月1日	营业期限	长期
企业类型	有限责任公司	股权结构	张三持股60%，李四持股40%
主营业务	XX产品的研发、生产、销售		
主要客户	XX集团、XX公司、XX公司		
主要供应商	XX公司、XX公司、XX公司		
主要资产	XX设备、XX厂房、XX土地使用权		
主要负债	XX银行贷款、XX公司欠款		
主要收入	XX产品销售、XX技术服务费		
主要成本	XX原材料、XX人工费、XX折旧费		
主要利润	XX产品销售利润、XX技术服务费		
主要风险	XX市场竞争、XX技术更新、XX资金链断裂		
主要成就	XX产品荣获XX奖、XX公司被评为XX企业		
主要问题	XX产品市场占有率低、XX公司资金链紧张		
主要建议	XX公司应加大研发投入、XX公司应加强资金管理		

議第 5 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 15 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市個人情報保護法施行条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法および個人情報の保護に関する法律施行令(平成15年政令第507号)において使用する用語の例による。

2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会および財産区をいう。

(費用の負担)

第3条 法第89条第2項に規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定により保有個人情報規定されている文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成および送付に要する費用を負担しなければならない。

(審議会への諮問)

第4条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例(平成24年草津市条例第23号)第1条に規定する草津市情報公開・個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)に諮問することができる。

(1) この条例の規定を改正し、または廃止しようとする場合

(2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合

(3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する措置について、運用の方法を定め、または変更しようとする場合

(運用状況の公表)

第5条 市長は、毎年度、実施機関における法およびこの条例の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法およびこの条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(草津市個人情報保護条例の廃止)

第2条 草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の草津市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第3条第2項の規定による職務上知り得た旧条例第2条第1号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）をみだりに他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない義務または旧条例第9条第4項の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、もしくは不当な目的に使用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

(1) この条例の施行の際現に旧条例第2条第3号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者

(2) この条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いを伴う業務の委託を受けた業務に従事していた者

(3) この条例の施行前において指定管理者が管理する公の施設の管理の業務に従事していた者

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧条例第14条第1項もしくは第2項、第28条第1項もしくは第2項または第36条第1項もしくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例に規定する自己を本人とする保有個人情報の開示、訂正および利用停止については、なお従前の例による。

3 施行日前に旧条例第42条第1項の規定により審議会に諮問がされた場合における旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

4 この条例の施行の際現に審議会の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係る旧条例第47条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

5 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の旧保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（その全部もしくは一部を複製し、または加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際現に旧実施機関の職員である者またはこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号に掲げる者

(3) 第1項第3号に掲げる者

6 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をおこの条例の施行後に自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、または盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

7 旧条例第9条第3項の委託または管理の業務を行う法人（法人でない団体の代表者または管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。）の代表者もしくは管理人または法人もしくは人の代理人、使用人その他の従業者であった者が、その法人または人の業務に関し、前2項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人または人に対しても、各本項の罰金刑を科する。

8 第4項の規定によりなお従前の例によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

第4条 付則第2条の規定により旧条例の規定がその効力を失う前にした違反行為の処罰については、その失効後も、なお従前の例による。

議第 6 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 15 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例

(草津市情報公開条例の一部改正)

第1条 草津市情報公開条例（平成16年草津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

目次中「第29条」を「第21条」に改め、「第6章 罰則（第38条）」を削る。

第7条第1号中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第1号」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項」に改める。

第20条中「（以下「諮問実施機関」という。）」を削る。

第22条から第29条までを削り、第30条を第22条とし、第31条から第37条までを8条ずつ繰り上げる。

第6章を削る。

(草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正)

第2条 草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例（平成24年草津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「草津市情報公開条例の規定により」を「情報公開に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関（草津市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）および議会（草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第 号。以下「議会条例」という。）第1条に規定する草津市議会をいう。以下同じ。）に」に改め、同条第3号中「草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）」に改め、同条第4号中「草津市個人情報保護条例の規定により」を「個人情報保護に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関および議会に」に改め、同条に次の2号を加える。

(7) 草津市個人情報保護法施行条例の規定による諮問に応じて審議すること。

(8) 議会条例の規定による審査請求に関する諮問または個人情報の適正な取扱いの確保に関する諮問に応じて審議すること。

第5条を第12条とし、第4条の次に次の7条を加える。

(審議会の調査権限)

第5条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関（草津市情報公

開条例第19条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関および議会条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした議会をいう。以下同じ。) に対し、審査請求のあった処分に係る市政情報(草津市情報公開条例第2条第2号に規定する市政情報をいう。以下同じ。)または保有個人情報(法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。)の提示を求めることができる。この場合において、何人も、審議会に対し、その提示された市政情報の公開または保有個人情報の開示を求めることができない。

2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、市政情報に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。

4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人(行政不服審査法(平成26年法律第68号)第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)または諮問実施機関(以下「審査請求人等」という。)に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

(意見の陳述)

第6条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人を同伴することができる。

(意見書等の提出)

第7条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

(提出資料の閲覧等)

第8条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由がある

ときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書もしくは資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。

(答申書の送付等)

第9条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(審議手続の非公開)

第10条 審議会の行う第2条第1号、第3号および第8号の規定による諮問のうち審査請求に関する諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。

(守秘義務)

第11条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

本則に次の1条を加える。

(罰則)

第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰則に処する。

(草津市協働のまちづくり条例の一部改正)

第3条 草津市協働のまちづくり条例(平成26年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項を削り、同条第2項中「前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供」を「草津市個人情報保護法施行条例(令和5年草津市条例第 号)第2条第2項の実施機関は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)のまちづくり協議会への提供について」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項」を「前項」に改め、「読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項を同条第3項とし、同条第5項中「読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号により」を削り、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

(草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第4条 草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年草津市条例

第2号)の一部を次のように改正する。

第17条中「草津市個人情報保護条例(平成11年草津市条例第27号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 この条例の施行の際現に審議会の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であった者に係るこの条例による改正前の草津市情報公開条例(以下「改正前条例」という。)第22条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。

2 この条例の施行前に改正前条例第19条第1項の規定による諮問がされた場合における改正前条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

3 この条例の施行前にした行為に対する改正前条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。

4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
草津市情報公開条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
目次 第1章～第2章 (略) 第3章 審査請求 (第19条—<u>第21条</u>) 第4章～第5章 (略) 付則 第1条～第6条 (略) (市政情報の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。 (1) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項</u>に規定する個人情報または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ (略) (2)～(6) (略) 第8条～第19条 (略) (諮問をした旨の通知) 第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1)～(3) (略) 第21条 (略)	目次 第1章～第2章 (略) 第3章 審査請求 (第19条—<u>第29条</u>) 第4章～第5章 (略) <u>第6章 罰則（第38条）</u> 付則 第1条～第6条 (略) (市政情報の公開義務) 第7条 実施機関は、公開請求があつたときは、公開請求に係る市政情報に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該市政情報を公開しなければならない。 (1) <u>草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）第2条第1号</u>に規定する個人情報または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。 ア～ウ (略) (2)～(6) (略) 第8条～第19条 (略) (諮問をした旨の通知) 第20条 前条第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「<u>諮問実施機関</u>」という。）は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。 (1)～(3) (略) 第21条 (略) <u>(審議会)</u> <u>第22条 審議会は、第19条の規定による諮問に応じて審議する。</u> <u>2 審議会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。</u> <u>3 審議会は、第1項に規定する審議のほか、情報公開に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関に意見を述べること</u>

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
草津市情報公開条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
	ができる。 <u>（審議会の調査権限）</u> 第23条 審議会は、前条第1項の審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る市政情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審議会に対し、その提示された市政情報の公開を求めることができない。 2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。 3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、公開決定等に係る市政情報に記録されている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。 4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。 <u>（意見の陳述）</u> 第24条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。 2 前項の場合においては、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人を同伴することができる。 <u>（資料の提出）</u> 第25条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。 <u>（提出資料の閲覧等）</u> 第26条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書もしくは資料を閲覧させ、またはその写しを交付す

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
草津市情報公開条例の一部改正（第 1 条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第 2 2 条～第 2 9 条 (略)	ることができる。 (審議手続の非公開) 第 2 7 条 審議会の行う第 2 2 条第 1 項の審議の手続は、公開しない。 (答申書の送付等) 第 2 8 条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 (規則への委任) 第 2 9 条 第 2 2 条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。 第 3 0 条～第 3 7 条 (略) 第 6 章 罰則 (罰則) 第 3 8 条 第 2 2 条第 2 項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1 年以下の懲役または 5 0 万円以下の罰金に処する。

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例

草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条 (略) (所掌事務) 第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 (1) (略) (2) <u>情報公開に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関（草津市情報公開条例第2条第1号に規定する実施機関および草津市個人情報保護法施行条例（令和5年草津市条例第 号）第2条第2項に規定する実施機関をいう。以下同じ。）および議会（草津市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年草津市条例第 号。以下「議会条例」という。）第1条に規定する草津市議会をいう。以下同じ。）に意見を述べること。</u> (3) <u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の規定による諮問に応じて審議すること。</u> (4) <u>個人情報保護に関する制度の運営および改善に関する事項について、実施機関および議会に意見を述べること。</u> (5)～(6) (略) (7) <u>草津市個人情報保護法施行条例の規定による諮問に応じて審議すること。</u> (8) <u>議会条例の規定による審査請求に関する諮問または個人情報の適正な取扱いの確保に関する諮問に応じて審議すること。</u> 第3条～第4条 (略) (審議会の調査権限) 第5条 審議会は、審議を行うため必要があると認めるときは、諮問実施機関（草津市情報公開条例第19条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関、法第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定により審議会に諮問をした実施機関および議会条例第45条第1項の規定により審議会に諮問をした議会をいう。以下同じ。）に対し、審査請求のあった処分に係る市政情報（草津市情報公開条例第2条第2号に規定する市政情報をいう。以下同じ。）または保有個人情報（法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。以下同じ。）の提示を求めることができる。この場合において、	第1条 (略) (所掌事務) 第2条 審議会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。 (1) (略) (2) <u>草津市情報公開条例の規定により意見を述べること。</u> (3) <u>草津市個人情報保護条例（平成18年草津市条例第1号）の規定による諮問に応じて審議すること。</u> (4) <u>草津市個人情報保護条例の規定により意見を述べること。</u> (5)～(6) (略) 第3条～第4条 (略)

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例

草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>何人も、審議会に対し、その提示された市政情報の公開または保有個人情報の開示を求めることができない。</u> <u>2 諮問実施機関は、審議会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではない。</u> <u>3 審議会は、必要があると認めるときは、諮問実施機関に対し、市政情報に記録されている情報または保有個人情報に含まれている情報の内容を審議会の指定する方法により分類し、または整理した資料を作成し、審議会に提出するよう求めることができる。</u> <u>4 第1項および前項に定めるもののほか、審議会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）または諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）に意見書または資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、または鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。</u> <u>（意見の陳述）</u> <u>第6条 審議会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審議会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</u> <u>2 前項本文の場合において、審査請求人または参加人は、審議会の定めるところにより、補佐人を同伴することができる。</u> <u>（意見書等の提出）</u> <u>第7条 審査請求人等は、審議会に対し、意見書または資料を提出することができる。ただし、審議会が意見書または資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</u> <u>（提出資料の閲覧等）</u> <u>第8条 審議会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときを除き、審査請求人等に対し、審議会に提出された意見書もしくは資料を閲覧させ、またはその写しを交付することができる。</u>	

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
草津市情報公開・個人情報保護審議会設置条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>(答申書の送付等)</u> 第9条 審議会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人および参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。 <u>(審議手続の非公開)</u> 第10条 審議会の行う第2条第1号、第3号および第8号の規定による諮問のうち審査請求に関する諮問に応じて行う調査審議の手続は、公開しない。 <u>(守秘義務)</u> 第11条 審議会の委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。 第12条 (略) <u>(罰則)</u> 第13条 第11条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。	第5条 (略)

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
草津市協働のまちづくり条例の一部改正（第3条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第14条 (略) (個人情報の提供) 第15条 <u>草津市個人情報保護法施行条例(令和5年草津市条例第 号)第2条第2項の実施機関は保有個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。)のまちづくり協議会への提供については、規則で定めるところにより調製する名簿(以下「名簿」という。)を書面で提供することにより行うものとする。</u> <u>2 前項の規定により個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」という。)およびその名簿を閲覧する者(以下「名簿閲覧者」という。)を届け出なければならない。</u> <u>3 (略)</u> <u>4 第1項の規定により個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> <u>5～6 (略)</u> 第16条～第28条 (略)	第1条～第14条 (略) (個人情報の提供) 第15条 <u>草津市個人情報保護条例(平成18年草津市条例第1号。以下「個人情報保護条例」という。)</u>第2条第3号の実施機関(以下「実施機関」という。)は保有個人情報(個人情報保護条例第2条第4号に規定する保有個人情報をいう。)のまちづくり協議会への提供については、<u>個人情報保護条例第10条第1項第8号中「公益上特に必要があり」とあるのは、「防災、福祉等の分野において協働によるまちづくりの推進に必要があり」と読み替えるものとする。</u> <u>2 前項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定による個人情報の提供は、規則で定めるところにより調製する名簿(以下「名簿」という。)を書面で提供することにより行うものとする。</u> <u>3 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けるまちづくり協議会は、規則で定めるところにより、市長に対し、提供を受けた情報を管理する者(以下「名簿管理者」という。)およびその名簿を閲覧する者(以下「名簿閲覧者」という。)を届け出なければならない。</u> <u>4 (略)</u> <u>5 第1項の規定により読み替えて適用する個人情報保護条例第10条第1項第8号の規定により個人情報の提供を受けたまちづくり協議会は、当該提供を受けた情報の漏えい、滅失または毀損の防止その他の提供を受けた情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。</u> <u>6～7 (略)</u> 第16条～第28条 (略)

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部改正（第４条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第１条～第１６条（略） （秘密保持義務） 第１７条 指定管理者または指定管理者の役職員もしくは構成員であつてその管理する公の施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>個人情報保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）</u>の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用し、もしくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、指定を取り消され、もしくは指定を辞退し、または従事者の職務を退いた後においても、同様とする。 第１８条～第２１条（略）	第１条～第１６条（略） （秘密保持義務） 第１７条 指定管理者または指定管理者の役職員もしくは構成員であつてその管理する公の施設の管理の業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、<u>草津市個人情報保護条例（平成１１年草津市条例第２７号）</u>の規定を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用し、もしくは不当な目的に使用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、指定を取り消され、もしくは指定を辞退し、または従事者の職務を退いた後においても、同様とする。 第１８条～第２１条（略）

草津市情報公開条例等の一部を改正する条例
(付則関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>付 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。</u> <u>(草津市情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)</u> <u>第2条 この条例の施行の際現に審議会の委員である者またはこの条例の施行前において審議会の委員であつた者に係るこの条例による改正前の草津市情報公開条例（以下「改正前条例」という。）第22条第2項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、なお従前の例による。</u> <u>2 この条例の施行前に改正前条例第19条第1項の規定による諮問がされた場合における改正前条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。</u> <u>3 この条例の施行前にした行為に対する改正前条例の規定による罰則の適用については、なお従前の例による。</u> <u>4 第1項の規定によりなお従前によることとされた義務に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処する。</u>	

附錄 2 中文說明書 內容詳見說明書第 3 頁

附錄 2 說明書

7 說明書

議第7号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年草津市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「あらかじめ」の右に「第20条第1項各号に定める」を、「草津市指定管理者選定評価委員会の」の次に「うち意見を聴くべき草津市指定管理者選定評価委員会を決定し、当該決定した草津市指定管理者選定評価委員会に」を加える。

第20条第1項中「意見を具申するため、」の右に「次に掲げる」を加え、同項に次の各号を加える。

- (1) 文教施設・産業振興施設等指定管理者選定評価委員会
- (2) 社会福祉施設等指定管理者選定評価委員会
- (3) 基盤施設等指定管理者選定評価委員会

第20条第3項中「委員の定数は、」の右に「それぞれ」を加え、同項第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同条第4項中「2年」を「2年以内」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續き等に関する条例第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されている者は改正後の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續き等に関する条例(以下、「改正後の条例」という。)第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。

(任期の特例)

- 3 前項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第20条第4項の規定にかかわらず、令和6年10月31日までとする。

(準備行為)

- 4 改正後の条例第20条第3項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第4条 (略) (指定管理者の候補者の選定) 第5条 (略) 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、あらかじめ<u>第20条第1項各号に定める草津市指定管理者選定評価委員会</u>(以下「委員会」という。)の<u>うち意見を聴くべき委員会を決定し、当該決定した委員会に意見を聴くものとする。</u> 第6条～第19条 (略) (選定評価委員会) 第20条 指定管理者の候補者の選定等について、市長に意見を具申するため、<u>次に掲げる委員会を設置する。</u> (1) <u>草津市文教施設・産業振興施設指定管理者選定評価委員会</u> (2) <u>草津市社会福祉施設指定管理者選定評価委員会</u> (3) <u>草津市基盤施設指定管理者選定評価委員会</u> 2 (略) 3 委員会の委員の定数は、<u>それぞれ8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。</u> (1) (略) (2)～(3) (略) 4 委員の任期は、<u>2年以内とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。</u> 5～8 (略) 第21条 (略) 付 則 (施行期日) 1 <u>この条例は、令和5年8月1日から施行する。</u> (経過措置) 2 <u>この条例の施行の際現に改正前の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第20条第3項の規定により草津市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)の委員に委</u>	第1条～第4条 (略) (指定管理者の候補者の選定) 第5条 (略) 2 市長は、前項の規定による選定に当たっては、あらかじめ草津市指定管理者選定評価委員会の意見を聴くものとする。 第6条～第19条 (略) (選定評価委員会) 第20条 指定管理者の候補者の選定等について、市長に意見を具申するため、<u>草津市指定管理者選定評価委員会(以下「委員会」という。)</u>を設置する。 2 (略) 3 委員会の委員の定数は、8人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1) (略) (2) <u>市内の公共的団体等の役員または構成員</u> (3)～(4) (略) 4 委員の任期は、<u>2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。</u> 5～8 (略) 第21条 (略)

草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例の一部を改正する条例
新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>嘱されている者は改正後の草津市公の施設に係る指定管理者の指定の手續き等に関する条例（以下、「改正後の条例」という。）第20条第3項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなす。</u> <u>（任期の特例）</u> <u>3 前項の規定により委員会の委員に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、改正後の条例第20条第4項の規定にかかわらず、令和6年10月31日までとする。</u> <u>（準備行為）</u> <u>4 改正後の条例第20条第3項の規定による委員の委嘱に関し必要な行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。</u>」	

議第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

(草津市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 草津市立幼稚園条例(平成30年草津市条例第22号)の一部を次のように改正する。

第4条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改める。

第8条中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に改め、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

(草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年草津市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改め、同項第1号中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改め、同項第2号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同項第3号中「法19条第1項第2号」を「法19条第2号」に改める。

第6条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第7条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第8条中「法第19条第1項各号」を「法第19条各号」に改める。

第13条第4項第3号ア(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号ア(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同号イ(ア)中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同号イ(イ)中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第15条第1項第3号中「第25条」を「第25条第1項」に改め、同項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第20条第4号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改める。

第35条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」

に改める。

第36条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第37条第2項および第39条第2項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第1項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に、「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

第52条第1項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第3項中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改める。

(草津市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正)

第3条 草津市立幼保連携型認定こども園条例(平成27年草津市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「第19条第1項各号」を「第19条各号」に改める。

第8条第1項中「第19条第1項第1号」を「第19条第1号」に、「第25条」を「第25条第1項」に改める。

第9条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(草津市保育所設置条例の一部改正)

第4条 草津市保育所設置条例(昭和46年草津市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第4条中「同法第19条第1項第2号」を「同法第19条第2号」に改める。

第6条第1項中「第19条第1項第2号」を「第19条第2号」に改める。

(草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正)

第5条 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例（昭和42年草津市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「法第19条第1項第1号」を「法第19条第1号」に改め、同条第2号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に改め、同条第3号中「法第19条第1項第2号」を「法第19条第2号」に、「法第19条第1項第3号」を「法第19条第3号」に改める。

（草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第6条 草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

（草津市立発達支援センター条例の一部改正）

第7条 草津市立発達支援センター条例（平成18年草津市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項第3号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市立幼稚園条例の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第3条 (略) (入園資格) 第4条 第2条に規定する幼稚園であつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園型認定こども園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1号</u>または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。 2 (略) 第5条～第7条 (略) (預かり保育) 第8条 教育委員会は、子ども・子育て支援法<u>第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他教育委員会が特別の事由があると認める者に対し、教育委員会規則に定めるところにより、預かり保育（学校教育法第25条第1項の教育課程の実施日および実施日以外であつて教育委員会規則で定める日において、子どもの保護者の希望に応じて実施する教育をいう。以下同じ。）を実施する。 2 (略) 第9条～第12条 (略)	第1条～第3条 (略) (入園資格) 第4条 第2条に規定する幼稚園であつて就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第3条第1項の認定を受けた幼稚園型認定こども園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）<u>第19条第1項第1号</u>または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。 2 (略) 第5条～第7条 (略) (預かり保育) 第8条 教育委員会は、子ども・子育て支援法<u>第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他教育委員会が特別の事由があると認める者に対し、教育委員会規則に定めるところにより、預かり保育（学校教育法第25条の教育課程の実施日および実施日以外であつて教育委員会規則で定める日において、子どもの保護者の希望に応じて実施する教育をいう。以下同じ。）を実施する。 2 (略) 第9条～第12条 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第3条 (略) 第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 第5条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小学校就学	第1条～第3条 (略) 第4条 (略) 2 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる特定教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める小学校就学前子どもの区分ごとの利用定員を定めるものとする。ただし、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分にあつては、満1歳に満たない小学校就学前子どもおよび満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 (1) 認定こども園 <u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (2) 幼稚園 <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分 (3) 保育所 <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分および同項第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分 第5条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。 3 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号または第3号に掲げる小

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表**

新 条 例 (案)	旧 条 例
前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4～5 (略) (あっせん、調整および要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第2号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等確かめるものとする。 第9条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2～3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。 4～5 (略) (あっせん、調整および要請に対する協力) 第7条 (略) 2 特定教育・保育施設（認定こども園または保育所に限る。以下この項において同じ。）は、<u>法第19条第1項第2号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整および要請に対し、できる限り協力しなければならない。 (受給資格等の確認) 第8条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供を求められた場合は、教育・保育給付認定保護者の提示する支給認定証によって、教育・保育給付認定の有無、教育・保育給付認定子どもの該当する<u>法第19条第1項各号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分、教育・保育給付認定の有効期間および保育必要量等確かめるものとする。 第9条～第12条 (略) (利用者負担額等の受領) 第13条 (略) 2～3 (略) 4 特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
(1)～(2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円） イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ (略)	(1)～(2) (略) (3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用 ア 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者および当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)または(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供 (ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77, 101円 (イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57, 700円（令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77, 101円） イ 次の(ア)または(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下イにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)または(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。） (ア) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子どもまたは小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者 (イ) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者および2番目の年長者である者を除く。）である者 ウ (略)

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表**

新 条 例 (案)	旧 条 例
(4)～(5) (略)	(4)～(5) (略)
5～6 (略)	5～6 (略)
第14条 (略)	第14条 (略)
(特定教育・保育の取扱方針)	(特定教育・保育の取扱方針)
第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。	第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。
(1)～(2) (略)	(1)～(2) (略)
(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条第1項</u> の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）	(3) 幼稚園 幼稚園教育要領（学校教育法（昭和22年法律第26号） <u>第25条</u> の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の教育内容に関する事項をいう。）
(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>内閣総理大臣</u> が定める指針	(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について <u>厚生労働大臣</u> が定める指針
2 (略)	2 (略)
第16条～第19条 (略)	第16条～第19条 (略)
(運営規程)	(運営規程)
第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。	第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程（第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。
(1)～(3) (略)	(1)～(3) (略)
(4) 特定教育・保育の提供を行う日（ <u>法第19条第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日	(4) 特定教育・保育の提供を行う日（ <u>法第19条第1項第1号</u> に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員を定めている施設にあっては、学期を含む。以下この号において同じ。）および時間ならびに特定教育・保育の提供を行わない日
(5)～(11) (略)	(5)～(11) (略)
第21条～第34条 (略)	第21条～第34条 (略)
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同	第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」と、同号イ(イ)中「教	じ。)が<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同項第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く）」と、同号イ(イ)

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表**

新 条 例 (案)	旧 条 例
育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、	中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。 （特別利用教育の基準） 第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、<u>法第34条第1項第2号</u>に規定する基準を遵守しなければならない。 2 特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、本章（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、第13条第2項中「<u>法第27条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第28条第2項第3号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第37条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保	者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。 第37条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類および当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準第42条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあつては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）およびその他の小学校就学前子どもごとに定める<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。 第38条 (略) (正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第39条 (略) 2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づ

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	き、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3～4 (略)	3～4 (略)
第40条～第43条 (略) (特定地域型保育の取扱方針)	第40条～第43条 (略) (特定地域型保育の取扱方針)
第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。	第44条 特定地域型保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針に準じ、それぞれの事業の特性に留意して、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定地域型保育の提供を適切に行わなければならない。
第45条～第50条 (略) (特別利用地域型保育の基準)	第45条～第50条 (略) (特別利用地域型保育の基準)
第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ	3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）

新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （特定利用地域型保育の基準）	含むものとして、この章（第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで（第10条および第13条を除く。）、第17条から第19条までおよび第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、第39条第2項中「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）」とあるのは「<u>法第19条第1項第1号</u>または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度および家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号</u>に掲げる額」とあるのは「<u>法第30条第2項第2号</u>の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。 （特定利用地域型保育の基準）

**こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正（第2条関係）
新旧対照表**

新 条 例 (案)	旧 条 例
第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。	第52条 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数および特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。 3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもに限る。）に係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用および食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するものおよび満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）に係る第13条第4項第3号アまたはイに掲げるものを除く。）に要する費用」とする。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市立幼保連携型認定こども園条例の一部改正（第3条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第3条 (略) (入園資格)	第1条～第3条 (略) (入園資格)
第4条 幼保連携型認定こども園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法第19条各号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。	第4条 幼保連携型認定こども園に入園することができる者は、子ども・子育て支援法第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもとする。
2 (略)	2 (略)
第5条～第7条 (略) (預かり保育)	第5条～第7条 (略) (預かり保育)
第8条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他市長が特別の事由があると認める者に対し、預かり保育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条第1項の教育課程の実施日および実施日以外の日であって規則で定める日において、子どもの保護者の希望に応じて実施する教育をいう。）を規則に定めるところにより実施する。	第8条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他市長が特別の事由があると認める者に対し、預かり保育（学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の教育課程の実施日および実施日以外の日であって規則で定める日において、子どもの保護者の希望に応じて実施する教育をいう。）を規則に定めるところにより実施する。
2 (略) (延長保育)	2 (略) (延長保育)
第9条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他市長が特別の事由があると認める者に対し、延長保育（市長が必要と認める1日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。）を規則に定めるところにより実施する。	第9条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他市長が特別の事由があると認める者に対し、延長保育（市長が必要と認める1日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。）を規則に定めるところにより実施する。
2 (略)	2 (略)
第10条 (略)	第10条 (略)
別表 (略)	別表 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市保育所設置条例の一部改正（第4条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第3条 (略) (入所の要件) 第4条 保育所に入所できる乳児、幼児その他の児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の教育・保育給付認定子ども（<u>同法第19条第2号</u>または第3号の区分に係る小学校就学前子どもに限る。）その他保育を必要とすることが明らかな者とする。ただし、草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）第6条第1項および児童福祉法第46条の2第1項の正当な理由がある場合は、入所を制限することができる。 第5条 (略) (延長保育) 第6条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他市長が特別の事由があると認める者に対し、延長保育（市長が必要と認める1日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。）を規則に定めるところにより実施する。 2 (略) 第7条 (略) 別表 (略)	第1条～第3条 (略) (入所の要件) 第4条 保育所に入所できる乳児、幼児その他の児童は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第20条第4項の教育・保育給付認定子ども（<u>同法第19条第1項第2号</u>または第3号の区分に係る小学校就学前子どもに限る。）その他保育を必要とすることが明らかな者とする。ただし、草津市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年草津市条例第30号）第6条第1項および児童福祉法第46条の2第1項の正当な理由がある場合は、入所を制限することができる。 第5条 (略) (延長保育) 第6条 市長は、子ども・子育て支援法第19条第1項第2号または第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当するとして同法第20条第1項の規定による認定を受けている保護者の子どもその他市長が特別の事由があると認める者に対し、延長保育（市長が必要と認める1日当たりの保育時間を超えて行う保育をいう。）を規則に定めるところにより実施する。 2 (略) 第7条 (略) 別表 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
 草津市子どものための教育・保育給付に係る利用者負担額に関する条例の一部改正（第5条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第2条 (略) (利用者負担額の決定) 第3条 市長は、法第20条第4項の教育・保育給付認定子ども1人当たり1月につき、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、規則で定めるところにより、前条の利用者負担額を決定する。 (1) <u>法第19条第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども 0円 (2) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの 0円 (3) <u>法第19条第2号</u>に掲げる小学校就学前子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものおよび<u>法第19条第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども 104,000円 第4条～第6条 (略)	第1条～第2条 (略) (利用者負担額の決定) 第3条 市長は、法第20条第4項の教育・保育給付認定子ども1人当たり1月につき、次の各号に掲げる教育・保育給付認定子どもの区分に応じ、当該各号に定める額を限度として、規則で定めるところにより、前条の利用者負担額を決定する。 (1) <u>法第19条第1項第1号</u>に掲げる小学校就学前子ども 0円 (2) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過したもの 0円 (3) <u>法第19条第1項第2号</u>に掲げる小学校就学前子どものうち、満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるものおよび<u>法第19条第1項第3号</u>に掲げる小学校就学前子ども 104,000円 第4条～第6条 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部改正（第6条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第24条 (略) (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣総理大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 第26条～第48条 (略)	第1条～第24条 (略) (保育の内容) 第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する<u>厚生労働大臣</u>が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。 第26条～第48条 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
草津市立発達支援センター条例の一部改正（第7条関係） 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
第1条～第6条 (略) (利用者の範囲等) 第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(2) (略) (3) 保育所等訪問支援 市内に住所を有し、かつ、市内に居住する障害児等で保育所その他の児童が集団生活を営む施設として<u>内閣府令</u>で定めるものに通うものおよびその保護者のうち、法第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けたもの (4) (略) 2 (略) 第8条～第10条 (略)	第1条～第6条 (略) (利用者の範囲等) 第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (1)～(2) (略) (3) 保育所等訪問支援 市内に住所を有し、かつ、市内に居住する障害児等で保育所その他の児童が集団生活を営む施設として<u>厚生労働省令</u>で定めるものに通うものおよびその保護者のうち、法第21条の5の7第9項の通所受給者証の交付を受けたもの (4) (略) 2 (略) 第8条～第10条 (略)

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
(付則関係) 新旧対照表

新 条 例 (案)	旧 条 例
<u>付 則</u> この条例は、令和5年4月1日から施行する。	

議第 9 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 2 月 15 日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例

草津市立図書館設置条例（昭和 5 8 年草津市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

別表会議室 1 の項を削り、「会議室 2」を「会議室」に改める。

付 則

この条例は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

議第15号 草津市立図書館設置条例の一部を改正する条例 新旧対照表

新 条 例 (案)				旧 条 例			
第1条～第9条 (略)				第1条～第9条 (略)			
別表 (第7条第1項関係)				別表 (第7条第1項関係)			
区分	午前 10時から12時 30分まで	午後 13時から18時 まで	全日 10時から18時 まで	区分	午前 10時から12時 30分まで	午後 13時から18時 まで	全日 10時から18時 まで
	円	円	円		円	円	円
会議室	900	1,800	2,700	会議室1	600	1,300	1,900
大会議室	2,800	5,500	8,300	会議室2	900	1,800	2,700
				大会議室	2,800	5,500	8,300
備考 (略)				備考 (略)			
付 則							
この条例は、令和5年7月1日から施行する。							

議第10号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和5年2月15日

草津市教育委員会
教育長 藤田 雅也

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により教育委員会の事務に関する議案について意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて

令和4年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、本委員会の議決を求める。

記

意見 特になし

令和4年度 一般会計補正予算

概要書

令和5年2月15日開催

定例教育委員会資料

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説 明
教育総務課	小学校費	学校管理費	小学校管理運営費 小学校管理運営費	62,410	5,560	(国) 2,780 (一) 2,780		国の補助金を活用した感染症流行下における学校教育活動体制整備事業の実施に伴う増額。
教育総務課	小学校費	学校管理費	小学校施設維持管理費 小学校施設維持管理費	360,329	△ 16,024	(国) 4,270 (債) 24,200 (他) △ 6,000 (一) △ 38,494		国における交付金の追加内示に伴う、令和5年度事業の前倒し計上による増額。 玉川小学校他空調設備更新工事 他1件 本年度当初予算に措置された下記事業を令和3年度からの繰越予算で執行したため減額。 山田小学校非構造部材改修2期工事、監理業務 他1件 設計業務委託料等の執行残の減額。 笠縫東小学校他空調設備更新工事実施設計業務 他3件 エネルギー価格高騰に伴い、令和4年11月補正で増額した電気使用料金を実績額に合わせて減額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
教育総務課	小学校費	学校建設費	小学校建設事業費 小学校大規模改造費	424,171	△ 325,991	(国) △ 72,896 (債) △ 171,700 (他) △ 80,000 (一) △ 1,395	国における交付金の追加内示に伴う、令和5年度事業の前倒し計上による増額。 南笠東小学校トイレ改修工事、監理業務他1件 本年度当初予算に措置された下記事業を令和3年度からの繰越予算で執行したため減額。 志津南小学校大規模改造2期工事、監理業務他1件 設計業務委託料の執行残の減額。 南笠東小学校トイレ改修工事実施設計業務他1件
教育総務課	中学校費	学校管理費	中学校管理運営費 中学校管理運営費	29,774	1,512	(国) 756 (一) 756	国の補助金を活用した感染症流行下における学校教育活動体制整備事業の実施に伴う増額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説 明
教育総務課	中学校費	学校管理費	中学校施設維持管理費 中学校施設維持管理費	164,277	33,864	(国) 14,277 (債) 39,300 (一) △ 19,713		国における交付金の追加内示に伴う、令和5年度事業の前倒し計上による増額。 松原中学校非構造部材改修1期工事、監理業務他1件 本年度当初予算に措置された下記事業を令和3年度からの繰越予算で執行したため減額。 老上中学校他空調設備設置工事 設計業務委託料の執行残の減額。 高穂中学校他空調設備更新工事実施設計業務他1件 エネルギー価格高騰に伴い、令和4年11月補正で増額した電気使用料金を実績額に合わせて減額。
教育総務課	中学校費	学校建設費	中学校建設事業費 中学校大規模改造費	135,010	△ 11,775	(国) △ 4,895 (債) 10,700 (他) △ 25,000 (一) 7,420		国における交付金の追加内示に伴う、令和5年度事業の前倒し計上による増額。 新堂中学校グラウンド改修工事、監理業務 本年度当初予算に措置された下記事業を令和3年度からの繰越予算で執行したため減額。 松原中学校トイレ改修工事、監理業務 他1件 設計業務委託料の執行残の減額。 新堂中学校グラウンド改修工事実施設計業務

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	社会教育推進費 社会教育推進事業費	1,718	△ 489	(一)	△ 489	会議回数減や研修不参加等による減額。
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	社会教育推進費 学習ボランティア推進費	221	△ 75	(一)	△ 75	事務費の執行残による減額。
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	社会教育推進費 家庭教育推進費	327	△ 162	(一)	△ 162	家庭教育学習事業費補助金および事務費の執行残による減額。
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化振興費 市美術展覧会開催費	2,380	△ 39	(一)	△ 39	事務費の執行残による減額。
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化振興費 市民文化芸術活動支援事業費	9,452	△ 193	(一)	△ 193	会議回数減や事務費の執行残による減額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説 明
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化振興費 俳句のまちづくり事業費	394	△ 57	(一)	△ 57	事務費の執行残による減額。
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	青少年教育費 成人式開催費	1,684	△ 89	(一)	△ 89	事務費の執行残による減額。
生涯学習課	社会教育費	社会教育総務費	文化施設管理費 文化ホール管理運営費	313,605	△ 30,400	(債) (他) (一)	△ 40,000 △ 3,000 12,600	文化ホール改修工事等の執行残による減額。
スポーツ推進課	保健体育費	保健体育総務費	市民スポーツ大会推進費 チャレンジスポーツデー開催費補助金	2,955	△ 2,955	(一)	△ 2,955	新型コロナウイルス感染症の影響のため大会中止による減額。
スポーツ推進課	保健体育費	保健体育総務費	市民スポーツ大会推進費 各種大会補助金	2,550	△ 280	(一)	△ 280	新型コロナウイルス感染症の影響のため大会の一部中止による減額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説明
スポーツ推進課	保健体育費	体育施設費	社会体育施設管理運営費 社会体育施設管理運営費	294,310	△ 3,167	(県) △ 1,963 (債) △ 24,500 (一) 23,296		総合体育館改修工事に伴う指定管理者への補填等の実績に伴う執行残による減額。 野村グラウンド管理棟他、所管施設の改修工事、実施設計業務の執行残による減額。
スポーツ推進課	都市計画費	公園費	都市公園等維持管理費 野村公園管理費	4,481	△ 940	(一) △ 940		総合体育館改修工事に伴う代替施設開放運営費等の執行残による減額。
スポーツ大会推進室	保健体育費	保健体育総務費	スポーツ推進費 大規模大会開催費	26,008	△ 7,320	(一) △ 7,320		国スポ・障スポ競技施設周辺駐車場実施設計業務の執行残による減額。
図書館	社会教育費	図書館費	管理運営費 南草津図書館施設管理費	17,831	△ 1,520	(一) △ 1,520		入札執行残による減額。
歴史文化財課	社会教育費	文化財保護費	開発関連遺跡調査費 宅地開発等関連遺跡発掘調査費	48,480	△ 30,616	(他) △ 30,616		大規模事業の減に伴う執行残による減額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳		説 明
歴史文化財課	社会教育費	文化財保護費	史跡草津宿本陣保存整備費 史跡草津宿本陣整備費	18,693	△ 8,833	(国) △ 4,488 (債) △ 2,900 (一) △ 1,455		国の補助金配分の減による減額。
歴史文化財課	社会教育費	文化財保護費	史跡芦浦観音寺跡保存整備費 史跡芦浦観音寺跡整備費	52,191	△ 14,762	(国) △ 7,802 (債) △ 6,500 (一) △ 460		国の補助金配分の減による減額。
草津宿街道交流館	社会教育費	文化財保護費	草津宿街道交流館運営費 草津宿街道交流館運営費	26,272	△ 1,310	(債) △ 1,000 (使) △ 152 (他) △ 329 (一) 171		入札執行残による減額。
学校教育課	小学校費	教育振興費	小学校就学援助費 児童就学援助費	39,883	△ 10,150	(国) △ 6 (一) △ 10,144		学校給食無償提供に伴う支給不要による減額。 新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行先や内容変更に伴う減額。
学校教育課	小学校費	教育振興費	小学校就学援助費 小学校特別支援教育就学奨励費	9,629	△ 3,488	(国) △ 1,744 (一) △ 1,744		学校給食無償提供に伴う支給不要による減額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
学校教育課	中学校費	教育振興費	中学校就学援助費 生徒就学援助費	40,726	△ 10,498	(国) △ 201 (一) △ 10,297	学校給食無償提供に伴う支給不要による減額。 新型コロナウイルス感染症の影響により、修学旅行先や内容変更に伴う減額。
学校教育課	中学校費	教育振興費	中学校就学援助費 中学校特別支援教育就学奨励費	5,310	△ 1,723	(国) △ 861 (一) △ 862	学校給食無償提供に伴う支給不要による減額。
学校教育課	保健体育費	保健体育総務費	学校体育推進費 小学校体育推進費	2,872	△ 499	(一) △ 499	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、事業内容の変更による減額。
児童生徒支援課	教育総務費	教育指導費	児童生徒支援費 学びの教室開催費	10,821	△ 1,600	(他) △ 1,666 (一) 66	開催実績に伴う減額。
児童生徒支援課	教育総務費	同和教育指導費	同和教育指導推進費 同和教育指導推進事務費	3,459	△ 700	(債) △ 700	入札執行残による減額。

令和4年度草津市一般会計補正予算

一般会計（歳出）

（単位：千円）

所管課	項	目	事務事業名	現計予算額	補正予算額	左の財源内訳	説明
児童生徒支援課	社会教育費	社会同和教育費	社会同和教育推進費 人権・同和教育研究大会開催費	1,237	△ 420	(一) △ 420	事務費等の執行残による減額。
学校政策推進課	教育総務費	教育指導費	教育情報化推進費 学校ICT推進費	125,834	△ 21,558	(国) 14,263 (他) △ 2,594 (一) △ 33,227	利用実績に伴う減額。 入札執行残による減額。

繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
教育費	小学校費	小学校管理運営費	5,560
教育費	小学校費	小学校施設維持管理費	76,020
教育費	小学校費	小学校建設事業費	95,392
教育費	中学校費	中学校管理運営費	1,512
教育費	中学校費	中学校施設維持管理費	65,258
教育費	中学校費	中学校建設事業費	113,503

1947 年度

期 間	主 要 事 項	決 算	備 考
1947.1	新年度開始準備	1947.1.1	1947.1.1
1947.2	新年度開始準備	1947.2.1	1947.2.1
1947.3	新年度開始準備	1947.3.1	1947.3.1
1947.4	新年度開始準備	1947.4.1	1947.4.1
1947.5	新年度開始準備	1947.5.1	1947.5.1
1947.6	新年度開始準備	1947.6.1	1947.6.1